

いわき市情報公開条例(平成10年いわき市条例第 1 号) 改正案 新旧対照表 (※R7.10パブリックコメント公表資料)

改 正 前	改 正 後
(適正使用) 第4条 行政情報の開示を受けたものは、これによって得た情報を、この条例の目的に即して適正に使用しなければならない。	(適正な請求及び使用) 第4条 <u>この条例の定めるところにより行政情報の開示を請求しようとするものは、この条例の目的に即し、適正な請求に努めるとともに、行政情報の開示を受けたときは、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。</u>
(請求権者) 第5条 <u>次に掲げるものは、実施機関に対し、行政情報(第5号に掲げるものについては、そのものの有する利害関係に係る行政情報に限る。)の開示を請求することができる。</u> (1) <u>市の区域内に住所を有する者</u> (2) <u>市の区域内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体</u> (3) <u>市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者</u> (4) <u>市の区域内に存する学校に在学する者</u> (5) <u>前各号に掲げるもののほか、市の機関の事務又は事業に利害関係を有するもの</u>	(請求権者) 第5条 <u>何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する行政情報の開示を請求することができる。</u> _____ _____ _____ _____ _____